

整備管理者研修の受講について ～平成30年10月より、規則が変わりました～

これまで

運送事業者は、地方運輸局長から整備管理者研修を行う旨の通知を受けたときは、整備管理者に受けさせなければならない。

通知の廃止

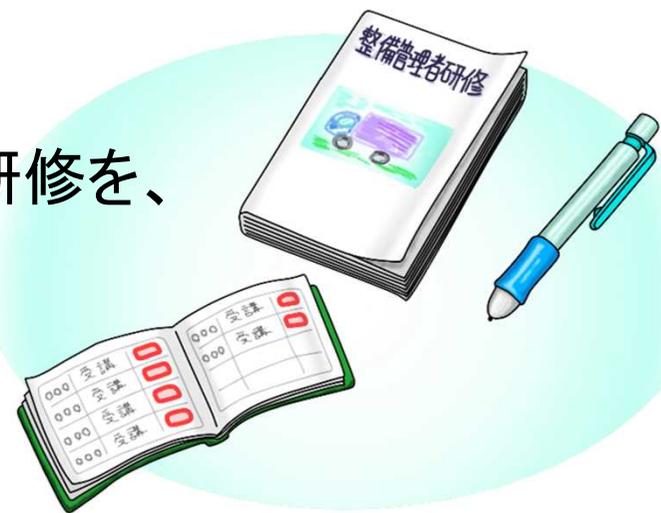
「旅客自動車運送事業運輸規則」
「貨物自動車運送事業輸送安全規則」を改正

これから

平成30年10月～

運送事業者は、地方運輸局長が行う整備管理者研修を、次の整備管理者に受けさせなければならない。

- ➡ 整備管理者として新たに選任した者
- ➡ 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者 ⇒ 2年に1度



※実施日・会場等は、管轄の各運輸支局等の案内（ウェブサイト等）をご確認ください